精神障がい者生活サポートセンター 「やすらぎ」の湯河原町開催日程のご案内

保健センター

内線361

湯河原・小田原・箱根・真鶴にお住まいの精神障がいのある方やそのご家族が気軽に利用できる憩いの場です。

当日は、食事サービスがあります。 お気軽にご利用ください。食事サー ビスは予約が必要です。

【日 時】8月14日(火)11:30~15:30

【会 場】保健センター

【内 容】

面接・雷話相談

精神保健福祉士等が相談をお受け します。相談専用電話090-6508-6560 (実施時間中のみつながります。) フリースペース

リラックスできる憩いの空間です。 コーヒー・紅茶(無料)のサービ スがあります。

食事サービス

8月10日(金)15:00までに予約してください。(1食400円。当日集金)。 メニューは、イカと夏野菜の甘酢いため、ベーコンとマカロニのケチャップあわせ、ごはん、みそ汁、漬物、コーヒーゼリーです。

食事サービスは、ボランティアグ ループ「とまり木」にご協力いた だいております。

【問合せ】

生活サポートセンター「やすらぎ」☎34-1351 保健センター☎63-2111(内線361)

補装具巡回更生相談

福祉課

内線311

【日 時】8月13日(月)13:00~14:00 【会 場】小田原市保健センタ-

【内 容】県総合療育相談センタ・が出向し、身体障害者手帳(肢体不自由)を取得している方の補装具の購入・修理について相談及び判定を行います。

相談は、予約制です。希望者は事 前に福祉課へ

湯河原町外国籍町民等福祉給付金について

福祉課

内線313

外国籍の町民等の方で、国民年金 法施行時(昭和36年4月1日)にお ける国籍条項等により国民年金制度 への加入が認められず、その後の年 金法改正(昭和57年1月1日)によ り国籍条項が撤廃されても、公的年 金を受給することができない外国籍 町民の高齢者・障がい者等の方に7 月1日にさかのぼって福祉給付金を お支払いすることになりました。詳 しくは、福祉課までお問い合わせく ださい。

ひきこもり 家族セミナー

精神保健福祉センター ☎045-821-8822

【対 象】ひきこもりの当事者を抱 えるご家族で、原則として全4回出 席できる方

【日程】

1回目 9月5日(水)

「ひきこもりの理解と対応」

臨床心理士 田中ひな子氏(原宿カウンセリングセンター)

2回目 9月12日(水)

「家族の対応 コミュニケーション のとり方」

臨床心理士 浜田房子氏(相談室セージ)

3回目 9月19日(水)

「体験者の話を聴こう」

ひきこもり体験者

4回目 9月26日(水)

「分かち合おう、家族の気持ち」

ひきこもり体験者の家族

【時 間】14:00~16:00

【会 場】小田原合同庁舎 3 階EF会議室

【申込み】精神保健福祉センター 相談課 8月31日(金)まで





児童扶養手当・特別児童 扶養手当をご存知ですか?

福祉課

内線315

【児童扶養手当】

父母の離婚、父の死亡などによって父と生計を同じくしていない児童 について手当を支給する制度です。

ただし、所得が一定基準を超える ときは減額支給又は支給停止になり ます。

【特別児童扶養手当】

知的障がい又は身体障がいの状態 (政令で定める程度以上)にある20 歳未満の児童を養育している方に手 当を支給する制度です。

ただし、所得が一定基準を超える ときは支給停止になります。

なお、対象児童が福祉施設などに 入所している場合は該当しません。 【現在、受給中の方へ】

現在、手当を受給している方は、 下記の期間中「現況届」を福祉課に 提出してください。

「現況届」は、引き続き手当を受給できるかどうかを確認する大切な手続きです。提出しないと受給資格があっても、手当を受給できなくなることがあります。

また、現在手当の支給が停止され ている場合でも「現況届」は提出し てください。

《児童扶養手当》

【届出期間】8月1日(水)~31日(金) (土・日曜日を除く)8:30~17:15 【手続に必要な物】証書など 《特別児童扶養手当》 【届出期間】8月13日(月)~9月10日(月)

【 届出期間】8月13日(月)~9月10日(月 (土・日曜日を除く)8:30~17:15 【 手続に必要な物】証書など

